

トピックス

I. アジア贈収賄リスク対策

(執筆者: 久保光太郎、吉本祐介、煎田勇二)

II. ミャンマー・新外国投資法

(執筆者: 湯川雄介、Kyi Chan Nyein)

I. アジア贈収賄リスク対策

1. アジアにおける汚職の実態

昨今のアジアの経済発展は目覚ましく、毎日のように日系企業のアジア進出が取り上げられています。しかしながら、明るい舞台の裏側には、暗い世界があることも事実です。トランスペアレンシー・インターナショナル(世界各国の汚職の監視を目的として活動している非政府組織)が公表している腐敗認識指数(GPI = Corruption Perceptions Index)では、中国、インド等のアジア諸国の汚職度は軒並み先進諸国と比べて高いと言わざるを得ません。実際、アジアにおいては、ファシリテーション・ペイメント(政府関係業務の円滑化のための少額の金銭)の支払いや、警察官、裁判官等による金員の要求等、日本国内ではおよそ想定できない事態も存在しており、アジアに進出する日系企業としては事前に適切な対策を講じる必要があります。

ここ数年でも、2007年のフィリピンの日系現地法人の社員によるフィリピン高官に対する贈賄事件、2009年の日系コンサルティング会社によるホーチミン市からの業務の受注に関する贈賄事件、2012年のインドネシアの日系現地法人の日本人元社長による裁判官に対する贈賄事件等、日系企業が関与するアジア絡みの贈賄事件が複数発生しています。

また、最近では各国の規制当局が違反事例の情報交換を進めており、その点でもアジアのコンプライアンス違反のリスクは高まっています。

2. 汚職防止に関する法令

アジア地域には各国ごとに汚職防止に関する法令があります。これらに加え、アジアに進出する日系企業は、贈収賄行為の場所を問わず適用される可能性のある日本の不正競争防止法、米国のForeign Corrupt Practices Act(「米国FCPA」)、英国のBribery Act 2010(「英国Bribery Act」)等の法令の適用にも注意しなければなりません¹。コンプライアンスの

見地からは、これらの法令上の要求事項を最低限順守するとともに、事業活動上の日常的な公務員との関係が贈収賄とみなされるリスクを避けるため、会社の実情を踏まえた適切な社内ルールをつくることが不可欠です。特に、2011年7月1日に施行された英国Bribery Actは、企業に対して賄賂を防止する適切な手続(adequate procedures)を整備する義務を課しており、万が一、個人の贈賄行為が発覚した場合、企業として事前に適切なコンプライアンス体制を構築していたか否かが検証されることとなります。最近では、欧米のグローバル企業はいずれも厳格なコンプライアンス体制の導入を推進しており、日本企業としてもコンプライアンスに関する注意義務のレベルが上がりつつあることを認識し、十分な対策を講じる必要があります。

3. 社内ルール策定時のポイント

以下、アジア業務との関連で贈収賄防止に関する社内ルール策定に際してのポイントを説明します。

(1) 「公務員」の範囲

規制の対象となる「公務員」の定義は、法令ごとにその内容は若干異なるため、社内ルール上は、適用のある法令を広くカバーする定義を設定する必要があります。特に、公的企業(政府系企業)の取扱いについて留意をしなければなりません。アジアでは、日系企業と取引関係のある政府系企業が多くありますが、日本の不正競争防止法に沿って、少なくとも、政府が直接又は間接に過半数以上の出資をしている場合、役員が過半数を指名している場合等は、原則として「公務員」と同様に社内ルールの適用を認めることが適切です。

(2) 民間へのルールの準用

贈収賄防止に関する法令の中には、英国Bribery Act等、民間に対する賄賂(一般に商業賄賂と呼ばれます。)を取り締

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

まっている法令もあります。このため、公務員には該当しないからといって社内ルールから一切適用除外とするのは適切ではありません。ただし、それらの法令も、民間に対する利益の提供を公務員に対するそれと全く同一に扱っているわけではなく、民間の場合には適用範囲がより限定的になることが通常です²。このため、社内ルール上も、民間については緩和された基準を適用することが考えられます。

(3) 「社会的儀礼」の範囲

贈賄にならないよう留意すべきものとして、公務員への接待、贈答等の利益の供与があります。これら接待等に際しては、タイミング、その国の慣習、公務員との関係、金額等を考慮し、「通常の社会的儀礼の範囲内」のものであることをチェックするルールをつくる必要があります。

実務的には、アジア各国の物価、実情等を踏まえて一定金額を設定し、当該金額以上の接待等に関してはコンプライアンス担当者等の事前承認事項とすることが考えられます。金額の相当性を判断するに際しては、国によっては外国公務員等に対して具体的な金額を示して報告義務等を定めている場合もあるので、金額次第では、ひとつの目安とすることができます。たとえば、タイでは 3000 バーツ(約 8000 円)を超える利益の提供を受ける場合、公務員側に内部的な報告義務が課されます。また、ベトナムにおいては、200 万ドン(約 8000 円)を超える利益の提供をする場合、原則として刑法上の賄賂に該当するとされています。ただし、この範囲内であれば野放しでよいというわけではなく、事前承認を要求する基準額について別段の考慮が必要な場合もあります³。さらに、不正な利益を得る目的で接待等をした場合には、金額が小さくても贈賄の提供行為になりかねないので、その点にも注意しなければなりません。

他方で、たとえば、テト(ベトナム)、ディワリ・ギフト(インド)等のように、アジア各国において社会全般的に確立し、その地全体に根付いていると認められる社会慣習上の贈答に関しては、通常の社会的儀礼の範囲内といえる場合が比較的多いと考えられます。

(4) ファシリテーション・ペイメント

アジアにおいて贈賄との関係で問題になりやすいものとして、ファシリテーション・ペイメントがあります。これが深刻なのは、国や地域によってはファシリテーション・ペイメントが慣習化してしまっている点です。ファシリテーション・ペイメントをどこまで許容するかは、企業のコンプライアンス担当者として最も悩ましい問題のひとつです。

この点については、米国 FCPA は免責規定を置いておりますが、英国 Bribery Act は規制対象と明示したことが注目されます。また、ファシリテーション・ペイメントはアジア各国の法制度においても建前上、規制対象となっており、最近では米国 FCPA においても免責規定の適用を限定する方向で解釈する

等、規制対象とすることが世界の潮流となっております。よって、生命又は身体に危険がある等、例外的な場合を除いては、やはり企業としては原則としてファシリテーション・ペイメントを許容しないという姿勢を示すことが適切です。この場合、結果として生じうる実務上の不利益(各種手続の遅滞等)に対して、どのように対応するか(具体的な対処方法、会社における対応部署等が含まれます。)については、事前に検討しておく必要があります。

(5) 外部業者選定におけるルール

第三者を使って賄賂を提供した場合も処罰対象となる可能性があります。過去に贈賄規制(米国 FCPA)の違反が問われた事例においては、エージェント等の外部業者から公務員に賄賂が渡されていたケースも含まれております。このため、贈賄防止のルールには、外部業者を選定するに当たってのルール、たとえば、デュー・デリジェンスの実施及び外部委託契約内容のチェック項目等を盛り込んでおくことが考えられます。

4. その他の対策

その他、コンプライアンス・ポリシーの公表、ハンドブック作成によるルールの周知徹底、定期的なセミナーの実施等により、アジアの特殊性とリスクを踏まえた適切なコンプライアンス体制を構築することが適切です。より望ましい体制の構築のため、まずは、現状把握として、外部の法律事務所等が提供しているコンプライアンス診断を実施することも、今後のコンプライアンス体制の確立するために有益でしょう。

なお、本稿においては、紙面の制約から、アジアの贈賄防止に関する社内ルールの策定に際して留意すべき点を概括的に記載するに留めております。このため、贈賄に関する各法令の具体的な内容及び解釈並びに各国ごとの実情については詳細を記載しておりません。これらは次号以降において、必要な範囲で取り上げることを予定しています。

¹ 日本の不正競争防止法の外国公務員贈賄罪は、国籍に関係なく、犯罪の構成要件の一部をなす行為が日本国内で行われ、若しくは構成要件の一部である結果が日本国内で発生した場合に適用され、また、日本国外で行為を行った場合においても日本国民である限り適用されます。米国 FCPA は、米国外で設立された会社であっても米国で上場している場合や禁止行為の一部が米国で行われる場合等に適用されます。英国 Bribery Act は、英国外で設立された会社であっても英国内でビジネスを遂行している場合等に適用されます。

² 英国 Bribery Act 上、公務員に対する金銭供与の場合と比較すると、民間に対する接待や販売促進活動の方が、合理的かつ相当なものとして、犯罪の構成要件に該当しないとされる場合が多いと思われる。

³ たとえば、インドネシアにおいては、1000 万ルピア(約 9 万円)以上の利益を提供する場合、原則として賄賂に該当するとされておりますが、これを基準とすることは適切ではないと考えられます。

II. ミャンマー・新外国投資法

ミャンマーへの投資を検討している企業にとって重大な関心事の一つであった新外国投資法(以下単に「法」ともいいます。)が2012年11月2日に成立し、懸案事項の一つが漸くクリアになりました。もっとも、新外国投資法を読み解くと、後述するとおり、今後制定される規則等に委ねられている事項やミャンマー投資委員会(MIC)の判断による事項も少なからずあります。以下においては、新外国投資法のポイントのうち、特に注目すべき点について概説します。

1. 適用される事業

新外国投資法は MIC が定めた事業を対象として適用され、11 の事業については原則として制限又は禁止する旨定めています(第 3 条)。制限又は禁止の対象となる事業は、健康・環境等に悪影響を与えうるといった公益的見地からのもの、農業・畜産業・漁業といった国内産業保護的見地からのものが含まれていますが、実際上もっとも問題となりうるのは「国民により遂行可能な製造業及びサービス業」という項目につき、その具体的内容が文言上明らかではなく、かつ、具体的内容については今後制定される規則に委ねられているという点です。その解釈次第では、広汎な事業が外資規制の対象となる可能性があることから、今後制定される規則の動向は注視すべきです。

2. 投資形態・手続

外国からの投資形態としては、100%外資による投資の他、ミャンマー国民又は政府機関・組織との合併、及び当事者間の契約により合意された方法の 3 種類が認められています(第 9 条)。合併形態による出資につき、法は外国資本の出資比率に関する定めは設けておらず、当事者間の合意によるものとしています(第 10 条(a)(ii))。また、最低資本金の額に関する定めはなく、最低資本金は、その事業の性質に応じて、MIC が連邦政府の承認を得た上で定めることとされており、現時点では明らかにはされていません(第 10 条(a)(iii))。

なお、エグジットとの関連においては、事業期間内に投資に係る株式・事業を第三者に譲渡する場合には MIC の承認が必要とされていること、外国会社につきその全株式を譲渡する場合には事業許可を返還する必要があること等には留意を要します。

外国投資を行う者は、MIC に対して許可を得るための申請を提出し(第 19 条)、MIC は、90 日以内(但し起算点は必ずしも明確ではありません)に当該申請の諾否を判断しなければならないものとされています(第 20 条)が、申請が拒絶された場合の不服申立手続等に関する記載はなく、実務上は MIC/国家計画経済開発省・投資企業管理局(DICA)と密に協議しながら申請を行うことが想定されます。

3. 現地従業員の雇用義務

外国投資家は技術(Skill)を要する事業につき、技術を有する従業員を雇用する場合には、原則として、事業開始後当初 2 年間は最低 25%、翌 2 年間は最低 50%、その次の 2 年間は最低 75%のミャンマー国民を雇用しなければならないものとされています(第 24 条(a))。また、技術を要しない業務に関しては、ミャンマー国民のみを雇用しなければならないこととされています(第 24 条(c))。もっとも、法文上、いかなる業務が技術を要するかどうかに関する規定は存在しないため、個別の事案に応じて検討する必要があります。

4. その他の各種優遇措置

上記の他、新外国投資法に基づく投資事業については、一定期間の所得税の免除をはじめとした税務上の各種の優遇措置、事業の非国有化の保証のほか、最長 50 年(更に最長で 10 年を 2 回延長しうる)の土地の使用権、外貨の海外送金の権利等、新外国投資法の適用がない通常の会社には認められない各種の優遇措置が認められています。

5. 終わりに

以上、極めて限られた紙幅のため、新外国投資法のごく一部についてのみ紹介しましたが、今後の規則の制定、所轄行政当局による解釈・運用等を待たねば明らかではない事項も少なからずあるため、同法に基づく投資を実行するに当たってはそれらの事項を慎重に確認した上で進めることが必須となります。



くほ こうたろう
久保 光太郎 西村あさひ法律事務所
パートナー弁護士
シンガポール事務所代表

5年以上にわたる海外への出向経験を生かし、現在はアジアのビジネス・ハブとなったシンガポールからインド、インドネシア、ミャンマー等のアジア新興国のビジネス法務に携わる。2010年から2011年まで在シンガポール日系商社アジア地域統括拠点法務部に出向し、贈収賄規制を含めたコンプライアンス業務に携わった経験あり。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介 西村あさひ法律事務所
アソシエイト弁護士

2002年弁護士登録。三井物産株式会社法務部及び米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。インドネシアを中心として、日本企業のアジア進出企業を幅広くサポート。



せんだ ゆうじ
煎田 勇二 西村あさひ法律事務所
シンガポール事務所
アソシエイト弁護士

2006年の弁護士登録後、バンキングを中心とした金融案件を主に取り扱う。2011年より2012年まで三菱東京UFJ銀行シンガポール支店に出向。2012年10月より西村あさひ法律事務所シンガポール事務所にて勤務。



ゆかわ ゆうすけ
湯川 雄介 西村あさひ法律事務所
アソシエイト弁護士

コーポレート、M&A、知的財産権、事業再生その他数多くの分野にわたり法的助言を提供してきた経験を踏まえ、現在はミャンマーを中心としたアジア関連業務に従事。



チー チャン
Kyi Chan 西村あさひ法律事務所
フォーリン・アトニー
ニェイン
Nyein

2008年ミャンマー上級弁護士資格取得(未登録)、2012年早稲田大学法学部卒業。2014年早稲田大学大学院修了予定。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

(東京事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)
TEL: 03-5562-8500(代) FAX: 03-5561-9711~9714
E-mail: info@jurists.co.jp URL: http://www.jurists.co.jp/ja/
(ホーチミン事務所の連絡先) Room 903 Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
TEL: +84-8-3821-4432 FAX: +84-8-3821-4434
E-mail: info_hcmc@juristsoverseas.com
(ハノイ事務所の連絡先) Unit V808 Pacific Place, 83B Ly Thuong Kiet, Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam
TEL: +84-4-3946-0870 FAX: +84-4-3946-0871
E-mail: info_hanoi@juristsoverseas.com
(シンガポール事務所の連絡先) 8 Robinson Road, #14-00 ASO Building, Singapore 048544
TEL: +65-6922-7670
E-mail: singapore@juristsoverseas.com